

◎軽減について

世帯全体の総所得が、次の表の基準に該当する場合に、国民健康保険税のうち均等割と平等割の一部が軽減されます。

前年中の世帯の総所得	軽減割合
$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下	7割
$43\text{万円} + (29\text{万円} \times \text{国保加入者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下	5割
$43\text{万円} + (53.5\text{万円} \times \text{国保加入者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下	2割

* 軽減世帯に該当する世帯については、当初課税時に軽減されておりますので、申請する必要はありません。

* 給与所得者等の数

給与収入が55万円を超える方、給与所得者を除く公的年金等の支給（65歳未満で60万円超、又は、65歳以上で125万円超）を受ける方

* 特定同一世帯所属者

国保から後期へ移行された方のうち、後期の被保険者となった後も同一の世帯に属する方